

「街路樹維持管理指針（取り組み方針編）（素案）」に関するパブリックコメントの実施結果及び意見に対する区の考え方について

1 パブリックコメントの状況

(1) 実施期間

令和4年11月1日（火）～令和4年11月30日（水）

(2) 意見提出数等

ア 提出者数（件数） 1名（7件）

イ 提出方法

(ア) 区ホームページの意見受付フォーム 0名
(イ) Eメール 0名
(ウ) FAX 0名
(エ) 郵送 0名
(オ) 窓口への持参 1名（7件）

2 意見の構成

内 容	件 数
序章	0
第1章 足立区の街路樹の現状と課題	2
第2章 指針の目的と対象	0
第3章 足立区が目指す街路樹像	5
合計	7

寄せられたご意見に対する区の考え方（「街路樹維持管理指針（取り組み方針編）」素案）

No.	意見の概要	区の考え方
第1章 足立区の街路樹の現状と課題		
1	<p>区民の方からのクレームへの場当たりの対応となっていることが課題と考えます。当然、道路としての役割を阻害する要因は取り除かねばなりません。要望の内容によっては、区民にもご協力をいただく働きかけも必要なのではないでしょうか。そのためにも、今回のような管理指針を定め、区民への周知・理解を促す必要があると考えます。</p>	<p>ご意見いただきました「管理指針を区民へ周知・理解を促す必要がある」という内容につきまして、10頁「1 策定の目的」に、「本指針を広く周知し、区民の皆さまに内容をご理解いただき、方針にご協力賜ることが、適切な街路樹の維持管理につながっていきます」と加筆いたします。</p>
2	<p>適期以外の剪定による問題としては、樹木の生育への影響のほかにも、ヒートアイランド現象への対策に十分な緑陰形成がなされていないこともあるのではないのでしょうか。夏季剪定における作業の結果、最も緑陰が必要な真夏に緑陰を得られていない状況にあります。</p>	<p>12頁の「維持管理の年間計画」に、ヒートアイランド現象への対策の一環として「夏場の緑陰形成など快適な道路空間となるよう、維持管理の年間計画をたてる」と記載いたしております。</p> <p>なお、具体的な方策につきましては、現在作業中の実務編に記載して、可能な限り適期での剪定に努めてまいります。</p>
第3章 足立区が目指す街路樹像		
3	<p>課題として、各街路を担当する職員の方によって剪定方針に偏りがあるのが現状です。特に陳情対応の際には、樹木や景観に悪影響となる過度な強剪定を指示されるケースもあります。よって、基準の共有化は是非取り組んでいただきたいですが、職員・業者に基準が浸透するまでは、担当エリアを単年で変えるのではなく、中長期的に受け持つべきと考えます。</p>	<p>各担当職員による剪定方針の偏りの解消につきましては、本指針を維持管理の基準とすることを職員間で共有し、研修などで理解を深めることで、バランスのよい街路樹の維持管理を行ってまいります。</p> <p>委託業者に基準を浸透させる方法の一つとして、業者ごと中長期的に担当路線を決めることも、今後検討してまいります。</p> <p>また、足立区造園業防災協会との意見交換会などを通じて、発注者側と受注者側、それぞれが認識する課題を共有し、改善策を検討する機会を設けてまいります。</p>

No.	意見の概要	区の方考え方
第3章 足立区が目指す街路樹像		
4	<p>重点路線選定の方針として、他にも区内の都市計画とセットで検討していくべきと考えます。例えば、西新井大師など歴史ある寺社の参道の拡張と合わせてシンボル並木を形成するなど、街全体の景観づくりとして考えていただきたいです。</p>	<p>重点路線選定は既存路線を対象としているため、西新井大師参道の拡張といった将来計画を伴う街全体の景観づくりという視点は、方針に取り入れることはできません。</p> <p>しかし、いただいたご意見を参考にいたしまして、13頁「路線ごとの将来計画」に、「地域に親しまれる街路樹を目指し、街路樹のある全路線は順次、重点的に取り組む路線に選定した路線での取り組みや都市計画等を参考に、路線ごとの将来目標と維持管理の方針を設定します」と修正・加筆いたします。</p>
5	<p>枯木撤去後も新たに植樹できずにいる狭い空桝に関しては、景観上の観点からも、すぐにでも低木・地被類の植栽や歩道と同様の舗装を検討していただきたいです。</p>	<p>枯損木撤去後は、景観上及び安全上の観点からも空桝のままにせず、まずは歩行者の安全確保のために速やかに簡易舗装を行います。その後、歩道幅員を確保できないなどの理由により街路樹を植樹しない箇所については、まとまった舗装ができる所から優先的に工事を行っていきます。</p>
6	<p>「道路形態に合う樹種」について、植樹した初期の姿ではなく、長期的な視点で、生長した樹高・樹勢がその道路環境に適したものかを考慮して選定いただきたいです。また、温暖化や気候変動、病害虫に対応できる樹種（理想は在来種）の選定も必要と考えます。</p>	<p>「道路形態に合う樹種」の選定にあたりましては、生長した樹木を想定して、その道路環境に適した樹種を選定してまいります。また、温暖化や気候変動、病害虫への対応も踏まえて検討してまいります。</p> <p>なお、具体的な樹種選定の考え方につきましては、現在作業中の実務編に記載してまいります。</p>
7	<p>公園・公共施設だけでなく、周辺のマンションや大学・企業・商業施設とも一体となって、景観形成を検討していただきたいです。(参考例)葛飾にいじゅくみらい公園</p>	<p>13頁「その他の公共施設等との連携」に、「幅員の狭い歩道では、公園外周部と道路を一体利用できるような整備を行うなど、その他の公共施設と連携して安全性を確保します。また、良好な景観形成や道路空間の快適性の向上を目指し、公共施設に限らず、周辺のマンションや大学・企業・商業施設等と連携してまいります」と修正・加筆いたします。</p>